

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;"><u>稲沢市完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、建設業における労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休2日の確保に向けて取り組むため、<u>完全週休2日制工事及び週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>完全週休2日取得率 第4条に規定する対象期間の全週間数に対する第5条第1項第1号に規定する休工対象日を休工とした週間数の割合をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 <u>週休2日制工事等</u>の対象は、次に掲げる工事とする。ただし、公共建築工事費積算基準及び土地改良事業等請負工事積算基準を適用した工事を除く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の場合において、土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事は、愛知県農業水産局・農林基盤局の<u>完全週休2日制・週休2日</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>稲沢市週休2日工事実施要領</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、建設業における労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休2日の確保に向けて取り組むため、<u>週休2日工事</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 <u>週休2日工事</u>の対象は、次に掲げる工事とする。ただし、公共建築工事費積算基準及び土地改良事業等請負工事積算基準を適用した工事を除く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の場合において、土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事は、愛知県農業水産局・農林基盤局の<u>週休2日工事実施要領（愛</u></p>

制工事実施要領の定めるところによる。

3 発注者指定型は、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。ただし、発注者が週休2日制工事等に適さないと判断した工事は対象としない。

(1) 略

(2) 次条に規定する対象期間が著しく短い工事

(3) 略

4 受注者希望型は、前項に規定する発注者指定型を除いた全ての工事を対象とする。ただし、発注者が週休2日制工事等に適さないと判断した工事は対象としない。

(対象期間)

第4条 週休2日制工事等の対象期間は、契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は、対象期間から除くものとする。

(1)～(5) 略

(6) 施工開始日が火曜日から土曜日までの場合の施工開始日を含む週

(7) 施工完了日が日曜日から木曜日までの場合の施工完了日を含む週

(8) 略

(9) 略

(週休2日制工事等の形式)

第5条 週休2日制工事等の形式は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 完全週休2日制工事 前条に規定する対象期間において、土曜

知県農業水産局・農林基盤局の定めるところによる。

3 発注者指定型は、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。ただし、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は対象としない。

(1) 略

(2) 次条に規定する対象期間が著しく短い工事 (施工必要日数が5日以内の工事)

(3) 略

4 受注者希望型は、前項に規定する発注者指定型を除いた全ての工事を対象とする。ただし、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は対象としない。

(対象期間)

第4条 週休2日工事の対象期間は、契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は、対象期間から除くものとする。

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 略

(週休2日工事の形式)

第5条 週休2日工事の形式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 完全週休2日 前条に規定する対象期間において、土曜日、日曜

日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休工対象日」という。）に休工を実施するものとする。ただし、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日まで）で振替休工を取得した場合は、当該取得日を休工対象日として取り扱うものとする。

- (2) 週休 2 日制工事 前条に規定する対象期間の全日数の 28.5 パーセント（7 分の 2）以上の日数の休工を実施するものとする。この場合において、休工とする曜日及び理由にかかわらず、休工と認めるものとする。

2 週休 2 日制工事の実施に当たっては、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は、1 か月単位で 4 週 8 休以上が達成できるよう努めるものとする。この場合において、毎週土曜日を休工とするよう努めるものとする。

（取組内容）

第 6 条 発注者指定型の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、工事契約後、完全週休 2 日制工事又は週休 2 日制工事のいずれかの形式を選択するものとする。この場合において、形式

日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休工対象日」という。）に休工を実施するものとする。ただし、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日まで）で振替休工を取得した場合は、当該取得日を休工対象日として取り扱うものとする。

- (2) 月単位の週休 2 日 前条に規定する対象期間内の全ての月ごとにおいて全日数の 28.5 パーセント（7 分の 2）以上の日数の休工を実施するものとする。ただし、対象期間の日数に対する休工対象日の割合が 28.5 パーセント（7 分の 2）に満たない月において、休工対象日の日数以上の休工を行った場合は、その月に 28.5 パーセント（7 分の 2）以上の休工を実施したとみなす。

- (3) 通期の週休 2 日 前条に規定する対象期間の全日数の 28.5 パーセント（7 分の 2）以上の日数の休工を実施するものとする。

（取組内容）

第 6 条 発注者指定型の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書に休工予定日及び非対象期間が明記された休工取得計画表を添付し、監督職員に提出するものとする。

決定後の変更はできないものとする。

(2) 受注者は、施工計画書を提出するまでに形式を決定し、休工の取得計画を明記した実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督職員と協議するものとする。

(3) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて監督職員に提出するものとする。この場合において、当該工事打合簿の提出と併せて非対象期間を明示し、監督職員の確認を受けるものとする。

(4) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

## 2 略

(1) 受注者は、工事契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事のいずれかを選択するものとする。この場合において、形式決定後の変更はできないものとする。

(2) 受注者は、施工計画書を提出するまでに形式を決定し、休工の取得計画を明記した実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督職員と協議を行うものとする。

(3) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて監督職員に提出するものとする。この場合において、当該工事打合簿の提出と併せて非対象期間を明示し、監督職員の確認を受けるものとする。

(4) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施結果（休工日及び非対象期間を明示）を監督職員に提出し、監督職員の確認を受けるものとする。

(3) 発注者が週休2日工事に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

## 2 略

(1) 受注者は、施工計画書に休工予定日及び非対象期間が明記された休工取得計画表を添付し、監督職員に提出するものとする。

(2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施結果（休工日及び非対象期間を明示）を監督職員に提出し、監督職員の確認を受けるものとする。

(3) 発注者が週休2日工事に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定)

第7条 週休2日制工事等における工事成績評定については、次に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事 次に掲げるとおりとする。

ア 実施工事における完全週休2日取得率が、70パーセント以上かつ休日取得率が28.5パーセント(7分の2)以上の場合には、工事成績評定表の「その他」において評価するものとする。

イ 完全週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。

(イ) 非対象期間により、日曜日又は土曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。

(ウ) 日曜日及び土曜日のほか、休工対象日の休工は、1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。

(エ) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を含めて第1週目とする。

(オ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日までを含めて最終週とする。

(2) 週休2日制工事 次に掲げるとおりとする。

ア 実施工事における休日取得率が、28.5パーセント(7分の2)以上の場合には、工事成績評定表の「その他」において評価するものとする。

イ 休日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目とする。

(イ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とする。

(工事成績評定)

第7条 週休2日工事における工事成績評定については、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 完全週休2日 完全週休2日が達成された場合、工事成績評定による評価の対象とする。

(2) 月単位の週休2日 工事成績評定による評価の対象としない。

(3) 通期の週休2日 工事成績評定による評価の対象としない。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第8条 週休2日制工事等の取組を推進するため、休工状況に応じて、次に掲げるところにより経費の補正を行うものとする。

(1) 略

ア 4週8休以上 休日取得率が28.5パーセント以上の場合

イ 4週7休以上4週8休未滿 休日取得率が25パーセント以上28.5パーセント未滿の場合

ウ 4週6休以上4週7休未滿 休日取得率が21.4パーセント以上25パーセント未滿の場合

(2) 略

ア 4週8休以上

(ア) 労務費 1.05

(イ) 機械経費(賃料) 1.04

(ウ) 共通仮設費率 1.04

(エ) 現場管理費率 1.06

(オ) 略

イ 4週7休以上4週8休未滿

(ア) 労務費 1.03

(イ) 機械経費(賃料) 1.03

(ウ) 共通仮設費率 1.03

(エ) 現場管理費率 1.04

(オ) 略

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第8条 週休2日工事の取組を推進するため、休工状況に応じて、次に掲げるところにより経費の補正を行うものとする。ただし、経費の補正について、適用する積算基準に別の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 略

ア 4週8休以上(月単位の週休2日) 全ての月ごとにおいて休日取得率が28.5パーセント以上の場合(対象期間の日数に対する休工対象日の割合が28.5パーセントに満たない月に、休工対象日の日数以上の休工を行った場合を含む。)

イ 4週8休以上(通期の週休2日) 休日取得率が28.5パーセント以上の場合

(2) 略

ア 4週8休以上(月単位の週休2日)

(ア) 労務費 1.04

(イ) 機械経費(賃料) 1.02

(ウ) 共通仮設費率 1.03

(エ) 現場管理費率 1.05

(オ) 略

イ 4週8休以上(通期の週休2日)

(ア) 労務費 1.02

(イ) 機械経費(賃料) 1.02

(ウ) 共通仮設費率 1.02

(エ) 現場管理費率 1.03

(オ) 略

ウ 4週6休以上4週7休未満

(ア) 労務費 1.01

(イ) 機械経費（賃料） 1.01

(ウ) 共通仮設費率 1.02

(エ) 現場管理費率 1.03

(オ) 市場単価 補正対象及び補正係数は、別表による。

(3) 略

ア 発注者指定型 当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数をそれぞれの経費に乘じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じてそれぞれの経費を補正し、変更契約するものとする。

イ 略

(特記仕様書及び入札公告)

第10条 週休2日制工事等で発注する工事は、特記仕様書及び入札公告にこの要領に基づく週休2日制工事等である旨を記載するものとする。

別表（第8条関係）

週休2日制工事等における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4週6 休以上	4週7 休以上	4週8 休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05

(3) 略

ア 発注者指定型 当初設計から4週8休以上 （月単位の週休2日）の達成を前提とした補正係数をそれぞれの経費に乘じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じてそれぞれの経費を補正し、変更契約するものとする。

イ 略

(特記仕様書及び入札公告)

第10条 週休2日工事で発注する工事は、特記仕様書及び入札公告にこの要領に基づく週休2日工事である旨を記載するものとする。

別表（第8条関係）

週休2日工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数	
		4週8休 以上 （通期の週 休2日）	4週8休 以上 （月単位の 週休2日）
鉄筋工		1.02	1.04

ガス圧接工		1.01	1.02	1.04	ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02	インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (横断・転落防護柵)	設置	1.01	1.03	1.04	防護柵設置工 (横断・転落防護柵)	設置	1.02	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02	防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03	防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	道路標識設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.04		撤去	1.02	1.03
	移設					移設		
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.02	1.04
法面工		1.00	1.01	1.02	法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03	吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03	鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.02	1.03

道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05	道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.01	1.03	1.05		剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.01	1.03	1.05	公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02	橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01	薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01	グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03	区画線工		1.02	1.04
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03	高視認性区画線工		1.02	1.04
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05	橋梁塗装工		1.01	1.03
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05	構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05		人力	1.02	1.04
砕石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05	コンクリートブロック積工		1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05	排水構造物工		1.02	1.04
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01	鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01	表面被覆工	固定足場	1.01	1.02
					(コンクリート保護塗装)	高所作業車	1.01	1.02

取付管及びます設置工	取付管布設 及び支管取 付工	1.00	1.01	1.02	表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
						高所作業車	1.02	1.04
					連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
						高所作業車	1.02	1.04
					剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
						高所作業車	1.02	1.04
					漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
						高所作業車	1.02	1.04
					防草シート設置工		1.01	1.03
					紫外線硬化剤FRPシート設 置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
						高所作業車	1.01	1.01
					塗膜除去工		1.02	1.04
					バキュームブラスト工		1.01	1.01
					道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
						撤去	1.02	1.04
					仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
					機械式継手工		1.02	1.04
					抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
					ノンコーキング式コンクリー トひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01

	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
	浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
	支承金属溶射工		1.02	1.04
	耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03
	硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
	リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
	砂基礎工	機械	1.02	1.04
		人力	1.02	1.04
	碎石基礎工	機械	1.02	1.04
		人力	1.02	1.04
	組立マンホール設置工		1.02	1.03
	小型マンホール工		1.00	1.01
	取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01
		取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02
<p>付 則</p> <p>この要領は、令和7年4月1日から施行する。</p>				